

## 2019年度 市立函館高等学校の部活動に係る活動方針

### 活動方針策定の趣旨等

- ・本校は、学校教育目標等を踏まえ、「市立学校に係る部活動の方針（以下、「市の方針」という。）に則り、「市立函館高等学校の部活動に係る活動方針（以下、「学校の活動方針」という。）」を策定する。
- ・本校は設置する部活動について、市の方針の規定に基づき、適切な運営のための体制を整備し、適切な休養日等を設置するとともに、適切な指導等を行うものとする。
- ・本校の部活動については、市の方針に定めるもののほか、次のとおり実施するものとする。

### 1 適切な運営のための体制整備

#### (1) 設置する部活動

本校は、次の部活動を設置する。

硬式野球, サッカー, ラグビー, 陸上, テニス, ソフトテニス, バドミントン, 卓球, ハンドボール, バレーボール, バasketボール, 柔道, 剣道, 弓道, 空手, 山岳, 文芸, 演劇, 軽音楽, 書道, 美術, 写真, 国際交流, 茶道, 漫画研究, ボランティア, 料理, 華道
---

#### (2) 設置する外局

吹奏楽、チアリーディング、図書、放送、新聞
-----------------------

#### (3) 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

- ・校内に、「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。
- ・相談・要望は、郵便、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかにより、下記の連絡先あてに提出することとする。

連絡先	〒040-0002 函館市柳町11番5号 市立函館高等学校 部活動窓口 あて TEL 0138-52-0099 FAX 0138-52-9955 E-mail <a href="mailto:ichihako-daihyo01@ichihako.ed.jp">ichihako-daihyo01@ichihako.ed.jp</a>
担当者	教頭 吉田

#### (4) 年間の活動計画、毎月の活動計画および活動実績の作成・提出

- ・各部活動の顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会日程等）ならびに毎月の活動計画および活動実績（活動日時・場所、休養日および大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。
- ・部活動の顧問は、毎月の活動計画にある活動の開始および終了時間を遵守

- するとともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得る。
- ・校長は、上記の各部活動の年間の活動計画および活動実績等をもとに、教員や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行う。
  - ・校長は、各部活動の顧問に対し、当該顧問が年間および毎月の活動計画、活動全般および大会出場等に要する経費等に係る資料（部活動通信等）を配付するなどして、「学校の活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得るよう指導するとともに、部活動顧問や生徒・保護者の負担が過度とならないよう指導する。

## 2 適切な休養日等の設定

### (1) 休養日の設定

部活動の休養日については、次のとおりとする。

- ・原則、土日のいずれか1日を含む週2日を休養日とする。
- ・休養日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・学校閉庁日（年末年始を含む。）は休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努める。
- ・テスト期間前や職員会議日は、休養日とする。
- ・休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。
- ・長期休業中は、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

### (2) 活動時間の設定

部活動の活動時間については、次のとおりとする。

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の土日含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的、効果的な活動を行う。
- ・休業日の活動時間は、大会等への出場、練習試合等や高体連、高野連、高文連等が主催する大会等の前日から起算して1か月以内の期間の場合は、4時間程度までの活動を行うことができるものとする。ただし、こうした取扱いをした場合にあっては、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教員の負担軽減に十分留意する。

### (3) 弾力的な休養日等の設定

高等学校においては、校長が市教委に申し出る部活動が、市教委が別に定める要件に当てはまる場合に、休養日や活動時間を弾力的に設定することができ、その際、当該部活動の活動計画および活動実績を市教委に提出する。

弾力的な休養日等の設定に当たっては、成長期にある生徒のバランスのとれ

た生活や、部活動指導に関する教員の負担軽減の観点から、休養日の下限および活動時間の上限は、次のとおりとするが、その場合にあっては、対象部活動の顧問である教員の部活動に関わらない日は週2日以上設ける。

ア 休養日の下限

(ア) 学期中は、平日に週1日(年間52日)以上、週末または祝日に月1日(年間12日)以上の休養日設けるほか、学校閉庁日(年間9日)を休養日とし、年間73日以上を休養日とする(週末または祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

(イ) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

イ 活動時間の上限

(ア) 1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。